

# 秋田県公報

## 目 次

告示

- 青少年に有害な図書類の指定 (三一五・県民文化政策課) …… 1
- 青少年に有害な興行の指定 (三一六・県民文化政策課) …… 1
- 青少年に有害な特定がん具類の指定 (三一七・県民文化政策課) …… 1
- 公共測量実施の通知 (三一八・建設管理課) …… 1
- 道路区域の変更 (三一九・道路課) …… 2
- 証紙売りさばき人の指定 (三二〇・会計管財課) …… 2

公告

- 公の施設の指定管理者の募集 (観光課) …… 2
- 公の施設の指定管理者の募集 (下水道課) 三件 …… 3
- 公の施設の指定管理者の募集 (港湾空港課) 二件 …… 7
- 市町村営土地改良事業計画の変更の同意 (雄勝地域振興局農林部) …… 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …… 9

公安委員会告示

- 雑踏警備業務に係る検定の実施 (六五・生活安全企画課) …… 10
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (六六・生活安全企画課) …… 10

### 秋田県告示第三百十五号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九條第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成二十年七月十八日から施行する。

平成二十年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

## 告 示

指定番号	図 書 名	発 行 所	指定理由
一〇五二六	恋愛天国パラダイス 8月号	竹 書 房	少年の性的著しく青年の性的
一〇五二七	Young Love Comic aya	宙 出 版	感情を刺激し、又は著しく青年の性的
一〇五二八	恋愛美人 「イフ」 7月号	セブン新社	若くは著しく青年の性的
一〇五二九	スペシャル アヤ 7月号	宙 出 版	の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、
一〇五三〇	恋愛白書バステル 8月号	宙 出 版	その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇五三一	レディースコミック 熱 8月号	セブン新社	
一〇五三二	レディースコミック プリ 8月号	三和出版株式会社	
一〇五三三	コミックアムール 8月号	サン出版	
一〇五三四	遊名人 7月号	有限会社アンチメディア	
一〇五三五	A K I T A D e N i g h t 7月号	月刊アキタでナイト編集部	

### 秋田県告示第三百十六号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十條第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成二十年七月十八日から施行する。

平成二十年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

指定番号	題 名	配 給 元	指定理由
六六二二	人妻がうづく夜に(身悶え淫水)	オーピー映画	著しく青年の性的
六六二二	女囚アヤカ いたぶり牝調教	オーピー映画	感情を刺激し、又は著しく青年の性的
六六二三	痴漢の手さばき 美女の喘ぎ声 スケベ	オーピー映画	の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、
六六二四	や・り・ま・ん	新東宝映画	その健全な育成を阻害するおそれがある。

### 秋田県告示第三百十七号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十二條第一項の規定により、次の特定がん具類を青少年に有害ながん具類として指定し、平成二十年七月十八日から施行する。

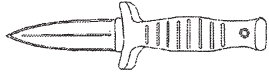
平成二十年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

指定番号	品 名	形 状	指定理由
六六二五	縄師	ジョリー・ロジャー	若しくは、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六六二六	第三〇回びあフィルムフェスティバル「かざあな」	あ	
六六二七	フロントティア	トルネード・フィルム	
六六二八	喪服の女 熟れ肌のめまい	オーピー映画	
六六二九	ゾンビ・ストリップパー	ソニー・ピクチャーズ	
六六三〇	養老ホームの生態(欲ヘルパー)	新日本映像	

### 秋田県告示第三百十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九條において準用する同法第十四條第一項の規定により、次のとおり秋田県土地改良事業団体連合会長から公共測量実施の通知があったので、

指定番号	品 名	形 状	指定理由
十	ダガーナイフ	 鏢(しのぎ)を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの	形状、構造又は機能が著しく人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十年七月十八日

秋田県知事 寺田 典城

一 作業の種類  
公共測量(デジタルオルソ画像作成)

二 作業を行う地域  
小坂町、鹿角市、大館市、北秋田市、上小阿仁村、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、潟上市、男鹿市、秋田市、仙北市、にかほ市、横手市、湯沢市、東成瀬村  
三 作業を行う期間  
平成二十年七月一日から平成二十一年三月十日まで

秋田県告示第三百十九号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成二十年七月十八日  
秋田県知事 寺田 典城

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新				
県道	新	大曲田沢湖線	大仙市豊岡字中荒井野二番一地先から五番二地先まで	四・五〇〇七・五〇	〇・一八九
	旧	大曲田沢湖線	大仙市豊岡字中荒井野二番一地先から五番二地先まで	四・五〇〇七・五〇	〇・一八九
			〃	四・二〇〇七・五〇	〇・一八二

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
(一) 場所 建設交通部道路課  
(二) 期間 平成二十年七月十八日から同月三十一日まで

秋田県告示第三百二十号

秋田県証紙条例(昭和三十三年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
平成二十年七月十八日

秋田県知事 寺田 典城

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
秋田市中通六丁目七番九号 財団法人消防試験研究センター秋田県支部	秋田市中通六丁目七番九号(畜産会館内)	平成二十年七月十日

公 告

一 公の施設の概要  
(一) 名称 秋田県立男鹿水族館  
(二) 所在地 秋田県男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢  
(三) 設置目的 魚、海獣等との触れ合いを通じた学習の機会を提供し、並びに県民の自然保護及び地球環境保全についての理解を深めるとともに、観光レクリエーション活動のための利便の増進を図る。  
(四) 規模等 鉄筋コンクリート造地下一階地上三階、延床面積約八千三百平方メートル  
(五) 主な施設 水槽二四基(総容量約千三百トン)、ホッキョクグマ広場  
企画展示室、研修会議室、シアター室、事務室  
(六) 展示する魚、海獣等 ハタハタ、ホッキョクグマ、ペンギン等約四百種一万余  
二 指定管理者に行わせる管理の業務

(一) 施設及び設備の維持管理に関する業務  
(二) 魚、海獣等の飼育に関する業務  
(三) 秋田県立男鹿水族館(以下「水族館」という。)の利用の促進に関する業務  
(四) (一)から(三)に掲げるもののほか、水族館の管理に関し知事が必要と認める業務  
三 管理を行わせる期間  
平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(予定)  
四 申請をする団体に必要な資格等  
(一) 申請をする団体に必要な資格 水族館内のレストラン及び売店を水族館と一体で運営することができる法人その他の団体であること。  
(二) 申請をすることができない団体  
(1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)  
(2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体

- (3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
- 五 申請の手続
  - (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
    - (1) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
    - (2) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
    - (3) 組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
    - (4) 申請の日の属する事業年度を含まない直近過去三カ年度分の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
    - (5) 指定の期間に係る当該施設の事業計画書及び年度ごとの収支予算書
    - (6) 類似施設における業務実績を有する場合は、当該実績を記載した書類（原則として過去三事業年度分）
    - (7) 四(一)から(3)に該当しない旨の申立書
    - (8) (1)から(7)に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
  - 提出場所  
郵便番号〇一〇一八五七二 秋田市山王三丁目一番一号  
秋田県産業経済労働部観光課国内観光班（電話番号〇一八六〇〇一二七二）
  - (二) 提出期限  
平成二十年九月十二日（金）午後五時十五分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。
- 六 選定の方法、基準及び時期
  - (一) 産業経済労働部指定管理者（候補者）選定委員会において次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
  - (2) 県民の平等な利用が確保されること。
  - (3) 水族館の設置の目的が効果的に達成されること。
  - (4) 効率的な管理が行われること。
  - (5) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
  - (6) (1)から(4)までに掲げるもののほか、水族館の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- 七 選定は、平成二十年十月上旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 七 募集要項の交付

- 五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する休日を除き、平成二十年七月二十三日（水）から同年八月二十九日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。
- なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。
- 八 説明会
  - (一) 日時及び場所  
募集要項に記載する日時及び場所
  - (二) その他  
説明会への参加を希望する団体は、事前に九(六)に連絡すること。
  - 九 その他
    - (一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
    - (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
    - (三) 水族館の施設の利用料金は、条例で定める使用料の額等を基準として指定管理者が定め、自己の収入として收受するものとする。
    - (四) 水族館の管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
    - (五) 詳細は、募集要項による。
    - (六) 問い合わせ先  
秋田県産業経済労働部観光課国内観光班（電話番号〇一八六〇〇一二七二）
- 県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。  
平成二十年七月十八日
- 一 公の施設の概要
  - (一) 名称  
秋田県米代川流域下水道（大館並びに鹿角処理区）及び秋田県十和田湖公共下水道  
秋田県知事 寺 田 典 城
  - (二) 主な施設及び所在地  
秋田県米代川流域下水道

名 称	所 在 地
大館処理センター	大館市川口字中川口一

- 大館 立花中継ポンプ場 大館市立花字上立花二九
- 大館 二井田中継ポンプ場 大館市二井田字阿久津二九
- 大館 田代中継ポンプ場 大館市岩瀬字街道脇一―四
- 鹿角 鹿角処理センター 鹿角市十和田錦木字赤沢田一〇四
- 鹿角 小坂中継ポンプ場 鹿角郡小坂町小坂字岩ノ下六九―二
- 米代川流域下水道（大館並びに鹿角処理区）幹線管渠及び関連施設
- (2) 秋田県十和田湖公共下水道
 

名 称	所 在 地
発荷中継ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字生出
大川岱中継ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱五二―五
十和田湖公共下水道幹線管渠及び関連施設	
- (三) 設置目的
  - (1) 秋田県米代川流域下水道  
大館及び鹿角地域の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。
  - (2) 秋田県十和田湖公共下水道  
十和田湖の水質の保全を図るとともに、その周辺地域の公衆衛生の向上に資することを目的とする。
  - (四) 規模等（現況）
    - (1) 秋田県米代川流域下水道
 

汚水処理能力（日量）	大館処理区	鹿角処理区
一・〇二万立方メートル	〇・八四万立方メートル	
    - (2) 秋田県十和田湖公共下水道
 

幹線管渠（総延長）	大館処理区	鹿角処理区
三十三・二キロメートル（二二条管含む）	二十七・九キロメートル（二二条管含む）	

幹線管渠  
(総延長)  
九・三キロメートル

二 指定管理者に行わせる管理の業務

- (一) 秋田県米代川流域下水道及び秋田県十和田湖公共下水道(以下「米代川流域下水道等」という。)の維持管理に関する業務
- (二) その他米代川流域下水道等の管理に関し知事が必要と認める業務

三 管理を行わせる期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで(予定)

四 申請をする団体に必要な資格等

- (一) 申請をする団体に必要な資格等
  - (1) 秋田県内に主たる営業所を有する法人その他の団体(複数の団体が当該施設の管理業務に参加するために構成した団体(以下「共同企業体」という。)を含む。)であること。
  - (2) 下水道処理施設維持管理者登録規定(昭和六十二年七月九日建設省告示第千三百四十八号)第二条の規定による登録を受けていること(共同企業体を除く)。
  - (3) 地方公共団体から下水道法上の終末処理場に係る運転管理業務の受注実績を有すること(共同企業体を除く)。
  - (4) 下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)第十五条の三各号に定める資格を有する者(当該団体(共同企業体の場合はその構成員)と申請書提出期限の日以前に三月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を処理区ごとに専任で配置することができること。
  - (5) 共同企業体にあつては、次の要件を満たすものであること。
    - ア 構成員は(1)及び(2)の要件を満たしていること。
    - イ 代表者は(3)の要件を満たしていること。
    - ウ 代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- (二) 申請をすることができない団体
  - (1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百十六号)第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があつた後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があつた後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

(2) 申請の日において現に秋田県の指名停止措置を受けている団体

五 申請の手続

- (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次の掲げる書類を添えて提出すること。
  - (1) 提案価格内訳書及び下水道施設指定管理者業務計画書
  - (2) 定款若しくは寄付行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
  - (3) 直近三期分までの貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書
  - (4) 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
  - (5) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書(申請書提出前の一月以内に交付されたもの)
- (二) 申請書の提出先
  - (1) 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県建設交通部下水道課調整・流域下水道班(電話番号〇一八八六〇―二四六一・ファクシミリ〇一八八六〇―三八一一)
  - (2) 提出期限
    - 平成二十年九月一日(月)午後五時十五分まで
    - なお、提出期限後における申請書及び添付書類の変更又は追加は認めない。
- (三) 選定の方法、基準及び時期
  - (一) 建設交通部指定管理者(候補者)選定委員会において、次の基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
  - (1) 県民の平等な利用が確保されること。
  - (2) 米代川流域下水道等の設置目的が、効果的に達成されること。
  - (3) 効率的な管理が行われること。
  - (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
  - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、米代川流域下水道等の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める

七 募集要項等の交付

- (一) 日時
  - 平成二十年七月三十日(水)午後一時
- (二) 場所
  - 大館市川口字中川口二番地 大館処理センター(電話番号〇一八六―四三―五二六一)(秋田県北部流域下水道事務所)
- (三) その他
  - 説明会への参加を希望する団体は、平成二十年七月二十八日(月)までに知事の定めた様式により、五(二)に申し込むこと。

八 説明会

基  
準  
(二) 選定は、平成二十年十月末日までに行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

九 その他

- (一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (三) 指定管理者に対しては、管理の業務の対価として指定管理料を、毎年度の予算の範囲内で支払うものとする。
- (四) 詳細は指定管理者募集要項による。
- (五) 問い合わせ先
  - 秋田県建設交通部下水道課調整・流域下水道班(電話番号〇一八八六〇―二四六一・ファクシミリ〇一八八六〇―三八一一)

一 公の施設の概要

- (一) 名称
  - 秋田県秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)
- (二) 主な施設及び所在地
  - 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地

秋田臨海処理センター及び秋田県流域下水道汚泥焼却施設	秋田市向浜二丁目三十一
飯島中継ポンプ場	秋田市土崎港相築町字浜ナシ山七一一〇
四ツ小屋中継ポンプ場	秋田市四ツ小屋小阿地字上野二二二二
船越中継ポンプ場	男鹿市船越字一向一九五一六
福川中継ポンプ場	男鹿市角間崎字堤下一一一
土花中継ポンプ場	男鹿市福米沢字土花家ノ下一三三一一
鵜木中継ポンプ場	男鹿市鵜木字白榎三七一一二
羽立中継ポンプ場	男鹿市船川港金川字金川九一
出戸中継ポンプ場	潟上市天王字下浜山一〇六一六
飯田川中継ポンプ場	潟上市飯田川飯塚字潟端三六四一一
竜馬中継ポンプ場	南秋田郡五城目町大川大川字下川原六八一一八
大川中継ポンプ場	南秋田郡五城目町大川大川字ウツフケ二一一
天瀬川中継ポンプ場	山本郡三種町天瀬川字三倉鼻九〇一一二
山谷中継ポンプ場	山本郡三種町鹿渡字西小瀬川二八二一一二
鹿渡中継ポンプ場	山本郡三種町鹿渡字中沢新田二〇四一一三
川尻中継ポンプ場	山本郡三種町川尻字東大堤下七三一一八八
秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)幹線管渠及び関連施設	

(三) 設置目的  
 秋田県秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)(以下「臨海処理区」という。)は、秋田湾・臨海地域の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(四) 規模等(現況)

幹線管渠(総延長) (含む)	汚水処理	十二万立方メートル
	汚泥焼却	百トン(二基)

- 二 指定管理者に行わせる管理の業務  
 (一) 臨海処理区の維持管理に関する業務  
 (二) その他臨海処理区の管理に關し知事が必要と認める業務
- 三 管理を行わせる期間  
 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで(予定)
- 四 申請をする団体に必要な資格等  
 (一) 申請をする団体に必要な資格等  
 (1) 秋田県内に主たる営業所を有する法人その他の団体(複数の団体が当該施設の管理業務に参加するために構成した団体(以下「共同企業体」という。)を含む。)であること。  
 (2) 下水道処理施設維持管理者登録規定(昭和六十二年七月九日建設省告示第千三百四十八号)第二条の規定による登録を受けていること(共同企業体を除く)。  
 (3) 地方公共団体から下水道法上の終末処理場に係る運転管理業務の受注実績を有すること(共同企業体を除く)。  
 (4) 下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)第十五条の三各号に定める資格を有する者(当該団体(共同企業体の場合はその構成員)と申請書提出期限の日以前に三月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を処理区ごとに専任で配置することができること。  
 (5) 共同企業体にあつては、次の要件を満たすものであること。  
 ア 構成員は(1)及び(2)の要件を満たしていること。  
 イ 代表者は(3)の要件を満たしていること。  
 ウ 代表者の出資比率は構成員中最大であること。  
 (二) 申請をすることができない団体  
 (1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があつた後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があつた後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

- 五 申請の手続  
 (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。  
 (1) 提案価格内訳書及び下水道施設指定管理者業務計画書  
 (2) 定款若しくは寄付行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類  
 (3) 直近三期分までの貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書  
 (4) 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類  
 (5) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書(申請書提出前の一月以内に交付されたもの)  
 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類  
 (二) 申請書の提出先  
 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県建設交通部下水道課調整・流域下水道班(電話番号〇一八八六〇一三四六一・ファクシミリ〇一八八六〇一三八一一)  
 (三) 提出期限  
 平成二十年九月一日(月)午後五時十五分まで  
 なお、提出期限後における申請書及び添付書類の変更又は追加は認めない。  
 六 選定の方法、基準及び時期  
 (一) 建設交通部指定管理者(候補者)選定委員会において、次の基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。  
 (1) 県民の平等な利用が確保されること。  
 (2) 臨海処理区の設置目的が、効果的に達成されること。  
 (3) 効率的な管理が行われること。  
 (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。  
 (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、臨海処理区の設置の

- 七 募集要項等の交付
  - 五(二)に掲げる場所(秋田県の休日)を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成二十年七月十八日(金)から同年八月二十二日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。
- 八 説明会
  - (一) 日時
    - 平成二十年八月一日(金) 午後一時
  - (二) 場所
    - 秋田市向浜二丁目三番一号 秋田臨海処理センター(電話番号〇一八―八六五―三四五一)(秋田県中央流域下水道事務所)
  - (三) その他
    - 説明会への参加を希望する団体は、平成二十年七月二十八日(月)までに知事の定めた様式により、五(二)に申し込むこと。

- 九 その他
  - (一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
  - (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
  - (三) 指定管理者に対しては、管理の業務の対価として指定管理料を、毎年度の予算の範囲内で支払うものとする。
  - (四) 詳細は指定管理者募集要項による。
  - (五) 問い合わせ先
    - 秋田県建設交通部下水道課調整・流域下水道班(電話番号〇一八―八六〇―二四六一・ファクシミリ〇一八―八六〇―三八二二)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。  
平成二十年七月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 公の施設の概要	
(一) 名称	秋田県秋田湾・雄物川流域下水道(大曲及び横手処理区)
(二) 主な施設及び所在地	
名 称	所 在 地

大曲 処理区	大曲処理センター及び大曲処理センター汚泥炭化施設	大仙市花館字上大戸下川原七四―一三六
	大曲中継ポンプ場	大仙市美原町三三〇
横手 処理区	中仙中継ポンプ場	大仙市下鶯野字下中島三二―一六五
	間倉中継ポンプ場	大仙市花館字間倉二四七―二
横手 処理区	横手処理センター	横手市黒川字福柳三五〇
	折橋中継ポンプ場	横手市大雄田根森字折橋一九―一二
	阿気中継ポンプ場	横手市大雄田根森字東阿気九―一二
	土井尻中継ポンプ場	横手市大雄阿気字六町東一三四―一二
	薄井中継ポンプ場	横手市雄物川町薄井字上薄井六九―一二
秋田湾・雄物川流域下水道(大曲並びに横手処理区) 幹線管渠及び関連施設		横手市雄物川町沼館字沼館七―一五

- (三) 設置目的
  - 秋田県秋田湾・雄物川流域下水道(大曲及び横手処理区)(以下「大曲処理区等」という。)は、大曲及び横手地域の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。
- (四) 規模等(現況)

処理能力 (日量)	大曲処理区		横手処理区
	汚水 処理 トル	一・〇八万立方メー	
炭 汚 泥 二十五トン		一・六四万立方メー トル	
幹線管渠 (総延長)	四十五・八キロメー	五十・八キロメー	
	トル(二条管含む)	トル(二条管含む)	

- 二 指定管理者に行わせる管理の業務
  - (一) 大曲処理区等の維持管理に関する業務
  - (二) その他大曲処理区等の管理に関し知事が必要と認める業務

- 三 管理を行わせる期間
  - 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで(予定)
- 四 申請をする団体に必要な資格等
  - (一) 申請をする団体に必要な資格等
    - (1) 秋田県内に主たる営業所を有する法人その他の団体(複数の団体が当該施設の管理業務に参加するために構成した団体(以下「共同企業体」という。)を含む。)であること。
    - (2) 下水道処理施設維持管理者登録規定(昭和六十二年七月九日建設省告示第三千三百四十八号)第二条の規定による登録を受けていること(共同企業体を除く)。
    - (3) 地方公共団体から下水道法上の終末処理場に係る運転管理業務の受注実績を有すること(共同企業体を除く)。
    - (4) 下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百七十七号)第十五条の三各号に定める資格を有する者(当該団体(共同企業体の場合はその構成員)と申請書提出期限の日以前に三月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を処理区ごとに専任で配置することができること。
    - (5) 共同企業体にあつては、次の要件を満たすものであること。
      - ア 構成員は(1)及び(2)の要件を満たしていること。
      - イ 代表者は(3)の要件を満たしていること。
      - ウ 代表者の出資比率は構成員中最大であること。

五 申請の手続

- (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
  - (2) 申請の日において現に秋田県の指名停止措置を受けている団体
  - (3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
  - (4) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
  - (5) 共同企業体の構成員となつていない団体

- (1) 提案価格内訳書及び下水道施設指定管理者業務計画書
  - (2) 定款若しくは寄付行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
  - (3) 直近三期分までの貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書
  - (4) 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
  - (5) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書(申請書提出前の一月以内に交付されたもの)
  - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (二) 申請書の提出先  
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一  
秋田県建設交通部下水道課調整・流域下水道班(電話番号〇一八八六〇―二四六一・ファクシミリ〇一八八六〇―三八一三)
- (三) 提出期限  
平成二十年九月一日(月)午後五時十五分まで  
なお、提出期限後における申請書及び添付書類の変更又は追加は認めない。
- 六 選定の方法、基準及び時期
- (一) 建設交通部指定管理者(候補者)選定委員会において、次の基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
  - (2) 大曲処理区等の設置目的が効果的に達成されること。
  - (3) 効率的な管理が行われること。
  - (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
  - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大曲処理区等の設置目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- (二) 選定は、平成二十年十月末日までに行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 七 募集要項等の交付
- 五(二)に掲げる場所であつて秋田県の休日と定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成二十年七月十八日(金)から同年八月二十二日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。
- 八 説明会
- (一) 日時  
平成二十年七月三十一日(木)午後一時

- (二) 場所  
大仙市花館字上大戸下川原七十四―三十六 大曲処理センター(電話番号〇一八七―六三一―九一七(秋田県南部流域下水道事務所))
- (三) その他  
説明会への参加を希望する団体は、平成二十年七月二十八日(月)までに知事の定めた様式により、五(二)に申し込むこと。
- 九 その他
- (一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (三) 指定管理者に対しては、管理の業務の対価として指定管理料を、毎年度の予算の範囲内で支払うものとする。
- (四) 詳細は指定管理者募集要項による。
- (五) 問い合わせ先  
秋田県建設交通部下水道課調整・流域下水道班(電話番号〇一八八六〇―二四六一・ファクシミリ〇一八八六〇―三八一三)
- 県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。  
平成二十年七月十八日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 公の施設の概要
- (一) 名称及び所在地
- 秋田マリーナ 秋田市飯島字堀川一―八番地
  - 男鹿マリーナ 男鹿市船川港船川字海岸通り一番地二〇
  - 本荘マリーナ 由利本荘市石脇字田尻三二番地
- (二) 設置目的  
健全な海洋性スポーツ・レクリエーションの普及振興を図るほか、マリーナにおける諸活動を通じて地域振興に寄与するとともに、放置艇を収容し、良好な港湾環境を実現することを目的とする。
- (三) 規模等
- 秋田マリーナ 水域面積約一万六千六百平方メートル、陸域面積約六千六百平方メートル
  - 男鹿マリーナ 水域面積約二千二百平方メートル、陸域面積約二千四百平方メートル
  - 本荘マリーナ 水域面積約五千三百平方メートル、陸域面積約三千五百平方メートル

- (四) 主な施設
- 秋田マリーナ 係留施設、船揚場、管理棟、駐車場
  - 男鹿マリーナ 係留施設、船揚場、管理棟、駐車場
  - 本荘マリーナ 係留施設、船揚場、管理棟、駐車場
- 二 指定管理者に行わせる管理の業務
- (一) 秋田マリーナ、男鹿マリーナ及び本荘マリーナ(以下「マリーナ施設」という。)に係る使用の許可に関する業務
- (二) マリーナ施設の維持管理に関する業務
- (三) マリーナ施設の運営に関する業務
- (四) マリーナ施設の広報等利用促進に関する業務
- (五) その他知事が必要と認める業務
- 三 管理を行わせる期間  
平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(予定)
- 四 申請をする団体に必要な資格等
- (一) 申請をする団体に必要な資格
- (1) 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
  - (2) マリーナ施設の運営に必要な資格を有する者(小型船舶操縦士(一級)、海上特殊無線技士、危険物取扱者及び玉掛技術士)を各マリーナ施設に専属配置することができ、団体であること。
- (二) 申請をすることができない団体
- (1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)
  - (2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
  - (3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
  - (4) 県税を滞納している団体
  - (5) 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)及び秋田県港湾施設管理条例(昭和三十四年秋田県条例第十九号)の規定に基づく港湾施設等の使用許可等を取り消され、又は罰則を科せられた団体であつて、当該処分を受けた日から二年を経過しないもの
  - (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴

力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制下にある団体

五 申請の手続

(一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

(1) マリーナ施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書  
 (2) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(3) 申請の日の属する事業年度の直前三事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

(4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)

(5) 県税の徴収金について滞納がない旨の証明書

(6) マリーナ施設の運営に必要な資格を有する者を各マリーナ施設に配置することができる団体であることを証する書類(人員配置計画書に資格取得状況を記載し、これに各種免状等の写しを添付して提出のこと。)

(7) 「四(二)」に該当しない旨の申立書

(8) その他知事が必要と認める書類

(二) 提出場所

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県建設交通部港湾空港課調整・空港班(電話番号〇一八八六〇―二五四一)

(三) 提出期限

平成二十年九月一日(月)午後五時十五分まで  
 なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

六 選定の方法、基準及び時期

(一) 建設交通部指定管理者(候補者)選定委員会において、次に掲げる審査基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
  - (2) マリーナ施設の設置の目的が効果的に達成されること。
  - (3) 効率的な管理が行われること。
  - (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
  - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、マリーナ施設の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- (二) 選定は、平成二十年十月末日までに行い、その結果について

では、書面により速やかに通知する。

七 募集要項の交付

(五)に掲げる場所で、秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号 第一条第一項に規定する休日を除き、平成二十年七月十八日(金)から同月三十一日(木)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。  
 なお、郵送で交付を求める場合は、百四十円切手をはった返信用封筒(定形外A四判が郵送可能なサイズ)を同封すること。

八 説明会

(一) 日時  
 平成二十年七月三十一日(木)午後二時

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎六階 第八会議室

(三) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に九(六)に連絡すること。

九 その他

(一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。  
 (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(三) マリーナ施設の利用料金は、条例で定める使用料の額等を基準として指定管理者が定め、自己の収入として收受するものとする。

(四) マリーナ施設の管理の業務に要する経費に充てるため、予算の範囲内で委託料を支払う(ただし、平成二十一年度を対象とし、平成二十二年度以降の支払は無い。)

(五) 詳細は、募集要項による。

(六) 問い合わせ先

秋田県建設交通部港湾空港課調整・空港班(電話番号〇一八八六〇―二五四一)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。  
 平成二十年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 公の施設の概要

- (一) 名称  
 船川港金川多目的広場(以下「多目的広場」という。)
- (二) 所在地

男鹿市船川港船川字海岸通り一番地二〇

(三) 設置目的

海洋性レクリエーション需要による港湾緑地来訪者の交流機会の増加に対応又はスポーツの利用を目的として設置した。また、地域住民に対して災害時の一時避難スペースを提供する避難緑地としての機能も有する。

(四) 規模等

敷地面積約十二万五千平方メートル

(五) 主な施設

球技場、管理棟

二 指定管理者に行わせる管理の業務

(一) 多目的広場に係る使用の許可に関する業務

(二) 多目的広場の維持管理に関する業務

(三) 多目的広場の利用の促進に関する業務

(四) その他知事が必要と認める業務

三 管理を行わせる期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(予定)

四 申請をする団体に必要な資格等

(一) 申請をする団体に必要な資格  
 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

(二) 申請をすることができない団体

(1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

(2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体

(3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

(4) 県税を滞納している団体

(5) 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)及び秋田県港湾施設管理条例(昭和三十四年秋田県条例第十九号)の規定に基づく港湾施設等の使用許可等を取り消され、又は罰則を科せられた団体であつて、当該処分を受けた日から二年を経過しないもの

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴



力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制下にある団体

五 申請の手続  
 (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

(1) 多目的広場の管理に係る事業計画書及び収支予算書  
 (2) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

(3) 申請の日の属する事業年度の直前三事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類  
 (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)

(5) 県税の徴収金について滞納がない旨の証明書  
 (6) 「四」に該当しない旨の申立書  
 (7) その他知事が必要と認める書類

(二) 提出場所  
 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県建設交通部港湾空港課調整・空港班(電話番号〇一八八六〇一二五四一)

(三) 提出期限  
 平成二十年九月一日(月)午後五時十五分まで  
 なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

六 選定の方法、基準及び時期  
 (一) 建設交通部指定管理者(候補者)選定委員会において、次に掲げる審査基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。  
 (2) 多目的広場の設置の目的が効果的に達成されること。  
 (3) 効率的な管理が行われること。

(4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。  
 (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、多目的広場の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

七 募集要項の交付  
 (一) 選定は、平成二十年十月末日までに行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

(二) 五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、

平成二十年七月十八日(金)から同月三十一日(木)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。  
 なお、郵送で交付を求める場合は、百四十円切手をはった返信用封筒(定形外A四判が郵送可能なサイズ)を同封すること。

八 説明会  
 (一) 日時  
 平成二十年七月三十一日(木) 午前十時三十分

(二) 場所  
 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎六階 第八会議室

(三) その他  
 説明会への参加を希望する団体は、事前に九(五)に連絡すること。

九 その他  
 (一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めるところがある。  
 (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(三) 多目的広場の利用料金は、条例で定める使用料の額等を基準として指定管理者が定め、自己の収入として收受するものとする。

(四) 詳細は、募集要項による。  
 (五) 問い合わせ先  
 秋田県建設交通部港湾空港課調整・空港班(電話番号〇一八八六〇一二五四一)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、東成瀬村から協議のあった土地改良事業(成瀬東部地区中山間地域総合整備事業)計画の変更について、平成二十年六月二十七日同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年七月十八日  
 秋田県知事 寺田 典城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十年七月十八日  
 秋田県知事 寺田 典城

一 入札に付する事項  
 (一) 借入物品の名称及び数量  
 秋田県警察総合情報システムサーバ他 一式

(二) 借入物品の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間  
 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで。ただし、歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削減があった場合には、当該契約期間を変更することがあり得る。

(四) 借入物品の設置場所  
 別途指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格  
 (一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
 三 契約条項を示す場所等  
 (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇一〇九五五 秋田市山王四丁目一番五号  
 秋田県警察本部会計課(電話番号〇一八八六三一一一)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十年七月十八日(金)から同年八月二十七日(水)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所  
 平成二十年八月二十八日(木) 午前十時  
 秋田県警察本部三階会議室 二

五 入札保証金  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六十六条から第六百六十三条までに規定するところによる。

六 その他  
 (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載するもの。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するものによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもちて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札とならぬと判断の入札をした者を二人以上あるときは、このうち最低価格の者とする。

(五) 契約書作成の請求 取

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める入札要領に「入札説明書及び仕様書に記載された内容の複製を提出するもの」。

(六) 入札の理

法第百六、入札説明書による。

七 趣 意

Summary

1 Nature and quantity of the product to be leased : PC servers and others for integrated information system of Akita prefectural police.

1 set

2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 28 August, 2008

3 Contact point for the notice : Finance Section, Police Administration Department, Akita Prefectural Police Headquarters, 4-1-5 Sanno,

Akita City, 010-0951 Japan TEL 018-863-1111

ext.2247 (Japanese only)

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第65号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、公示する。

平成20年7月18日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

1 検定を実施する警備業務の種類及び級

検定規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務に係る2級

2 実施日時  
平成20年10月22日（水）午前9時から午後5時まで

3 実施場所

秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

4 定員

30人（先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。）

5 受検資格

(1) 秋田県内に住所を有する者

(2) 秋田県内の営業所に属している警備員

6 受検申請手続

(1) 受付期間

平成20年9月16日（火）から同月19日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 秋田県内に住所を有する者については、住所地在明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）

ウ 秋田県外に住所を有し、秋田県内の営業所に属している警備員にあっては当該営業所に属していることを疎明する書面

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの）

オ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状

(4) その他  
検定申請書の提出は、申請者又はその委託を受けた者によることとする。

7 手数料

13,000円

検定申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

8 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

9 その他

(1) 検定当日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。

(2) 検定に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

(3) 検定について不明の点は、秋田県警察本部生活安全企画課（電話018-863-1111内線3043、3044）又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

秋田県公安委員会告示第66号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

平成20年7月18日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 講習の種類

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期間

(1) 新規取得講習  
平成20年9月8日（月）から同月16日（火）までの6日間

<p>(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)</p> <p>(2) 追加取得講習 平成20年9月11日(木)から同月16日(火)までの3日間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)</p> <p>4 実施場所 秋田市山王四丁目4番14号 秋田県教育会館</p> <p>5 受講定員 (1) 新規取得講習 30人 (2) 追加取得講習 10人</p> <p>6 受講資格者 (1) 新規取得講習 受講資格者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。 ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に係る警備業務に従事しているもの</p>	<p>(2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、2号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの 7 受講申込手続 (1) 事前申込み ア 予約受付 イ 講習を受けようとする者は、事前に予約専用電話(018-863-1111内線3043、3044)に電話し、講習の予約を行うこと。 なお、代理人による予約は受け付けない。 イ 電話予約は、平成20年7月28日(月)から同月30日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に行うこと。 イ 留意事項 イ 受付時間外の電話予約は受け付けない。 イ 電話1回につき、1名の予約を受け付ける。 イ 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。 (2) 受講申込書提出の手続 ア 提出要件 イ 講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した受講申込者が行うこと。 イ 提出期間 平成20年8月18日(月)から同月22日(金)までの午前9時から午後5時までの間 ウ 提出先 秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課</p> <p>エ 提出書類 イ 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通(写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦30センチメートル、横24センチメートルの写真)を貼り付けること。) イ 受講資格者に該当することを疎明する次のいずれかの書面 1通 a 前記6(1)アに該当する者 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明す</p>	<p>る警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 b 前記6(1)イに該当する者 1級検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し c 前記6(1)ウに該当する者 2級検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書 d 前記6(1)エに該当する者 旧1級検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し e 前記6(1)オに該当する者 旧2級検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書 f 追加取得講習を受講する者 上記aからeまでに掲げる書面のうちいずれか1通及び資格者証等の写し イ やむを得ない事由により代理人が申請する場合においては、本人からの委任状 1通</p> <p>8 講習手数料 (1) 新規取得講習 38,000円 (2) 追加取得講習 14,000円 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。</p> <p>9 その他 (1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。 (2) 講習には、筆記用具を持参すること。 (3) 講習終了後、筆記方式の修了検査を行い、講習に係る課程を修得したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。 (4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課(電話018-863-1111内線3043、3044)に問い合わせること。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
松原繁雄